

意見書案第 3 号

集団的自衛権に関する閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく
法整備等を行わないことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 19 日提出

提 出 者				
向日市議会議員	北 林	重 男		
	飛鳥井	佳 子		
賛 成 者				
向日市議会議員	和 田	広 茂		
	杉 谷	伸 夫		

集団的自衛権に関する閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないことを求める意見書

政府は7月1日の臨時閣議で集団的自衛権行使容認を決定し、関連法の改定に向けて準備に着手している。

しかし、集団的自衛権について、これまで歴代政府は、「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行って、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない」としてきたのである。

国の安全保障政策は、立憲主義に基づき、憲法前文と第9条に基づいて策定されることは当然であり、集団的自衛権の行使については、その時々々の政府の判断で解釈を変更することはあってはならないことである。

とりわけ、集団的自衛権をめぐる議論は、これまで国会においても積み重ねられてきており、これを無視して強引に解釈を変えようとするのは、国会答弁をも形骸化させるものと言わざるを得ない。

自治体にとって見過ごすことができないのは、自治体に対しても、自衛隊や米軍の軍事行動への協力が求められることである。

自治体の任務は市民の生命・財産を守ることであり、軍事行動に協力することは想定されていない。世論調査で明らかのように現在、集団的自衛権行使に対して国民の支援・理解が得られたとはとうてい言えず、これまで憲法上できないとされてきた軍事行動を可能とし、自治体に計り知れない影響を与えうる法改正を行うべきではない。

したがって、国においては、集団的自衛権に関する今回の閣議決定を撤回し、これに基づく法整備等を行わないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月19日

京都府向日市議会